

２．アジア各国の廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

２．１ 中国における廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.1.1 法規制の概要と輸出入規制

中国における廃棄物・再生資源の輸入に関する法律と規制は、1991年「国外有害廃棄物の中国への越境移動を厳しく規制する通知」により始まった。中国の国家環境保護総局は、廃棄物を3つのレベルに分けて越境移動の管理をしている。一方、原料として、廃プラスチックや金属くずは輸入が許可されており、2002年には輸入できる廃棄物を2種類に分類し、輸入制限や輸入登録が行われ、輸入禁止廃棄物についてもリスト化されている。さらに、2004年7月には対中輸出事業者登録制が始まる予定である。

現在、中国は急速な経済発展に伴い原材料が不足しており、国内だけでの供給では足りず、日本を含めた近隣諸国からの再生資源の輸入がなければ中国市場の需要を満たすことは出来ない状況にある。2003年では、鉄スクラップ1,684万トン/年、銅スクラップ316万トン/年、アルミスクラップ65万トン/年、古紙938万トン/年、廃プラスチック302万トン/年ほど輸入されており、中国へ向けた輸出は、2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博の開催までは増加傾向が続くと多くの事業者がみている。

表 2-1 中国に輸入可能な廃棄物リスト

類別	税関コード	名称	OECD リスト における分類
第 1 類	動物廃棄物		緑色
	0506.9010	骨廃棄物	
第 2 類	精錬(冶金)くず		黄色
	2619.0000	精錬製鉄所で発生した溶解くず	
		浮遊廃棄物(バナジウムくず含む)	
		酸化ゴムおよびその他の廃棄物	
第 3 類	木および木製品の廃棄物		緑色
	4401.3000	おがくず、粘着性が強い木廃棄物及び破片、丸太の一節、一塊、一欠片あるいは似たような形状のもの	
	4501.9000	コルク廃棄物(破砕されたもの、粒状のもの、あるいは粉末状のもの)	
第 4 類	回収した(廃棄くずの)紙あるいはボール紙		緑色
	4707.1000	回収した(廃棄くずの)未漂白の牛皮紙、クラフト紙、ボール紙、段ボール紙	
	4707.2000	回収した(廃棄くずの)染色されていないその他紙及びボール紙の主な漂白された化学パルプ	
	4707.3000	回収した(廃棄くずの)主な機械パルプ紙およびボール紙(新聞、雑誌および類似の印刷物)	
	4707.9000	回収した(廃棄くずの)その他の紙及びボール紙、未選別の紡績廃棄物を含む	
第 5 類	繊維品廃棄物		緑色
	5202.1000	木綿廃棄物(木綿糸廃棄物を含む)	
	5202.9900	その他木綿廃棄物	
	5505.1000	合成繊維廃棄くず	
	5505.2000	人工繊維廃棄くず	
第 6 類	金属及びその製品の廃棄くず		緑色
	7204.1000	生鉄廃棄くず	
	7204.2100	ステンレス廃棄くず	
	7204.2900	その他合金鋼廃棄物	
	7204.3000	すずメッキ鋼鉄廃棄物	
	7204.4100	切削、鉋で削る、スライス削りをする、磨く、鈍刀で切る、やすりをかける、鉄で切る、刃物で切るといった工程で発生する鋼鉄廃棄物(束のものも含む)	

	7204.4900	上述以外の鋼鉄廃棄物（廃鉄道レールなどを含む）	
	7204.5000	再溶解するくず鉄の塊（廃工作機械、廃などを含む）	
	7404.0000	銅廃棄くず	
	7503.0000	ニッケル廃棄くず	
	7602.0000	アルミニウム廃棄くず	
	7902.0000	亜鉛廃棄くず	
	8002.0000	すず廃棄くず	
	8103.1000	タンタル廃棄くず	
第 7 類	各種廃五金、電気機械、電気製品		OECD リスト にない
	7404.0000	(銅)廃電線、ケーブル	
	7602.0000	(アルミ)廃五金電気機械	
第 8 類	廃輸送設備		緑色
	8908.0000	解体する船舶及びその他の不動構造物体	
第 9 類	特殊な輸入廃棄物		OECD リスト にない
第 10 類	プラスチックのくず		緑色
	3915.1000	エチレン重合体の廃棄くずおよび工場ロス	
	3915.2000	スチレン重合体の廃棄くずおよび工場ロス	
	3915.3000	塩化ビニル重合体の廃棄くずおよび工場ロス	
	3915.9000	その他のプラスチック（廃 PET ボトルを含む）	

（出典:中国環境保護総局 HP より作成）

表 2-2 日本と中国の金属スクラップの表示

日本	中国
鉄スクラップ	黒色再生金属
非鉄金属スクラップ (主に銅スクラップ・アルミスクラップ等)	有色再生金属

2.1.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

(1) 中国の再生可能資源輸入品の種類と状況

国家環境保護総局に「廃棄物」として規定される品目について、通関（中国海関総署）から、その品番をもとに、2003 年の中国資源ごみ輸入量を下記にまとめた。近年の傾向を受け全体的に増加傾向にあるといえる。

表 2-3 中国の再生可能資源輸入の種類と輸入状況（ト）

品目	2002 年総量	2003 年総量	前年比（±）
溶接くず等	9,047	40,550	348%
廃プラスチック等	2,458,130	3,023,917	23%
木片チップ等	27,732	26,395	-5%
古紙類	6,872,608	5,928,326	-14%
繊維ごみ	124,997	197,004	58%
廃鉄その他	7,853,208	9,292,359	18%
廃銅その他	3,581,974	3,892,323	9%
廃船等 数量単位：艘	170	217	28%

(出典:中国海関(通関)署統計 2002 年「2002 年（1 月～12 月）アメリカ、日本、EU、ロシア、香港、台湾からの資源ごみ輸入統計」及び中国海関(通関)署統計 2003 年「2003 年（1 月～12 月）アメリカ、日本、EU、ロシア、香港、台湾からの資源ごみ輸入統計」)

表 2-4 諸外国からの中国への資源ごみ輸入統計(2003 年)

国	米国		日本		EU		ロシア		香港		台湾		総量
品目 税番	数量(トン)	比率	数量(トン)	比率	数量(トン)	比率	数量(トン)	比率	数量(トン)	比率	数量(トン)	比率	数量(トン)
溶接くずなど	—	0.0%	318	0.8%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	40,550
合計	—	0.0%	318	0.8%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	40,550
廃プラスチックなど	—	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
3915.1000	85,931	5.3%	74,938	4.6%	223,381	13.7%	—	0.0%	603,252	37.0%	51,739	3.2%	1,628,754
3915.2000	10,143	4.4%	31,666	13.7%	6,165	2.7%	—	0.0%	112,508	48.6%	29,415	12.7%	231,655
3915.3000	23,629	10.9%	25,738	11.8%	15,309	7.0%	—	0.0%	94,571	43.5%	15,100	6.9%	217,283
3915.9000	148,179	15.7%	198,663	21.0%	133,994	14.2%	421	0.04%	183,832	19.4%	56,148	5.9%	946,226
合計	267,882	8.9%	331,005	10.9%	378,850	12.5%	421	0.01%	994,162	32.9%	152,401	5.0%	3,023,917
木片チップなど	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
4401.3000	—	0.0%	485	1.8%	190	0.7%	—	0.0%	8,285	31.4%	13	0.1%	26,383
4501.9000	0	2.3%	3	21.2%	9	76.4%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	12
合計	0	0.001%	487	1.8%	199	0.8%	—	0.0%	8,285	31.4%	13	0.1%	26,395
古紙類	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
4701.1000	2,540,006	63.3%	240,448	6.0%	766,253	19.1%	1,371	0.03%	264,854	6.6%	2,339	0.1%	4,009,840
4707.2000	173,513	53.9%	37,736	11.7%	43,965	13.6%	—	0.0%	39,812	12.4%	2,814	0.9%	322,179
4707.9000	907,785	56.9%	161,808	10.1%	303,251	19.0%	126	0.008%	135,674	8.5%	928	0.1%	1,596,307
合計	3,621,303	61.1%	439,992	7.4%	1,113,469	18.8%	1,497	0.025%	440,341	7.4%	6,082	0.1%	5,928,326
繊維ごみ	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
5202.1000	2,635	7.4%	—	0.0%	44	0.1%	—	0.0%	21,935	61.2%	8,866	24.7%	35,824
5202.9900	4,996	11.8%	10	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	11,332	26.7%	13,565	32.0%	42,384
5505.1000	22,725	19.3%	17,233	14.6%	6,985	5.9%	—	0.0%	763	0.6%	30,654	26.0%	118,036
5505.2000	18	2.3%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	699	92.1%	759
合計	30,374	15.4%	17,243	8.8%	7,029	3.6%	—	0.0%	34,030	17.3%	53,784	27.3%	197,004
廃鉄その他	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
7204.1000	186	18.2%	—	0.0%	14	1.3%	—	0.0%	450	43.8%	184	18.0%	1,027
7204.2100	8,540	11.4%	16,111	21.4%	492	0.7%	152	0.2%	490	0.7%	13,205	17.6%	75,156
7204.2900	7,608	4.9%	4,940	3.2%	1,849	1.2%	112,080	71.9%	8,242	5.3%	20	0.0%	155,850
7204.3000	—	0.0%	189	100.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	189
7204.4100	5,765	3.7%	7,694	5.0%	11,204	7.2%	—	0.0%	25,846	16.7%	54,884	35.5%	154,761
7204.4900	2,664,228	30.1%	1,359,935	15.4%	574,155	6.5%	425,920	4.8%	1,610,685	18.2%	57,746	0.7%	8,857,513
7204.5000	1,096	2.3%	5,633	11.8%	—	0.0%	29,462	61.6%	—	0.0%	—	0.0%	47,863
合計	2,687,424	28.9%	1,394,502	15.0%	587,714	6.3%	567,613	6.1%	1,645,712	17.7%	126,040	1.4%	9,292,359
廃銅その他	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
7401.1000	—	0.0%	—	0.0%	387	4.3%	—	0.0%	—	0.0%	0	0.001%	9,020
7401.2000	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	99
7404.0000	612,543	19.4%	1,300,410	41.1%	535,878	16.9%	9,594	0.3%	298,882	9%	71,117	2.2%	3,161,784
7503.0000	—	0.0%	212	87.9%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	242
7602.0000	216,168	33.1%	29,064	4.4%	124,016	19.0%	644	0.1%	161,197	24.7%	14,471	2.2%	653,422
7902.0000	34,152	50.6%	8,426	12.5%	21,162	31.3%	—	0.0%	—	0.0%	136	0.2%	67,521
8002.0000	106	45.1%	0	0.004%	—	0.0%	—	0.0%	—	0.0%	20	8.6%	234
合計	862,968	22.2%	1,338,112	34.4%	681,442	17.5%	10,238	0.3%	460,079	12%	85,745	2.2%	3,892,323
廃船など	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8908.0000	4	1.8%	97	44.7%	72	33.2%	19	8.8%	6	2.8%	2	0.9%	217
合計	4	1.8%	97	44.7%	72	33.2%	19	8.8%	6	2.8%	2	0.9%	217

(出典:中国海開(通関)署統計 2003 年「2003 年(1 月～12 月)米・日・EU・露・香港・台湾からの資源ごみ輸入統計」)

(2) 中国の越境移動規制

輸出入

廃棄物の越境移動に関して、中国はバーゼル条約（決議 /1）修正案を導入しており、最終処分または回収のための有害廃棄物や他の廃棄物の輸出入を制限している。輸出入には所轄官庁からの文書による通知及び双方の所轄官庁の同意が必要である。また、有害廃棄物の船積みには出発点と処分地点の双方の輸送許可を取得しなければならない。

輸出

中国国内で環境に配慮した廃棄物処理及び回収施設が整備されていない場合には、輸出が許可され、それらの輸出にはバーゼル条約の要求に従わなければならない。

輸入

最終処分または回収のための廃棄物規制には、固形廃棄物による環境汚染の防止および規制法(1996 年)、廃棄物輸入に関する環境保護局による暫定的規制(1996 年)、輸入された廃棄物に関する環境保護規制(1996 年)の 3 つがある。輸入が禁止されているものとして、ニッケル化合物（ニッケル残渣、ニッケル触媒、電気メッキ製造過程から生じるタンク液）とバリウム化合物（バリウム硫酸を除いたバリウム化合物、加熱処理による塩浴残渣、科学調査やテストから生じるバリウム化合物）が挙げられる。

輸入禁止貨物リスト

鉛、銅、スクラップタイヤ、古着、中古乾電池、中古機械、電気・電子製品、エアコン、冷蔵庫、コンピューター設備、ディスプレイ装置、プリンター、電子オーブン、電気炊飯器、固定電話機、ファクシミリ、テレックス・タイプライタ、ビデオデッキ、レーザー・ディスク装置、移動通信設備、デジタル・カメラ、テレビ、印刷回路、集積回路、コピー機、医療機器

表 2-5 輸入廃棄物に関するリスト

2001 年 12 月	「輸入禁止貨物リスト（第 3 批）」（国家環境保護局、対外経貿部、税関、2001 年第 36 号令）2002 年 1 月 1 日施行 「国家が輸入を制限する原料として利用可能な廃棄物リスト（第 1 批）」（国家環境保護局、対外経貿部、税関、2001 年第 41 号令） 「自動輸入許可管理貨物リスト」（対外経貿部、2001 年第 20 号令）
2002 年 7 月	「輸入禁止貨物リスト（第 4 批）」（国家環境保護局、対外経貿部、税関、2002 年第 25 号令）2002 年 8 月 15 日施行 「輸入禁止貨物リスト（第 5 批）」（国家環境保護局、対外経貿部、税関、2002 年第 25 号令）2002 年 8 月 15 日施行

（出典:中国環境保護法法規全書等より作成）

通過

すべての廃棄物、有害廃棄物の通過を禁じている。（固形廃棄物による環境汚染の防止及び規制法 58 項より）

2.2 香港における廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.2.1 法規制の概要と輸出入規制

香港においては、廃棄物輸出入の際に規制されている有害廃棄物は、廃棄物処理条例（Cap.354）の付属書に記載されており、また、1980年に施行された廃棄物処理条例では汚染された廃棄物も有害廃棄物とされている。廃棄物処理条例での廃棄物輸出入規制において、人類または環境にリスクを与え、または廃棄物の再加工やリサイクル、回収や再利用を妨げる物質は汚染された廃棄物として扱われている。香港では1995年後半にバーゼル条約が適用され、廃棄物処理条例もバーゼル条約の要求に合わせて廃棄物の輸出入を規制するため改正されている。また、香港環境保護署(EPD)が香港での廃棄物輸出入及び移動の監視役に指定された。地方においてもいかなる有害廃棄物の輸出入もEPDの許可を必要とする。香港は自由貿易の拠点としての役割を廃棄物の輸出入においても発揮しており、廃プラスチックや古紙、金属スクラップのような再生可能廃棄物の輸出入が積極的に行なわれている。

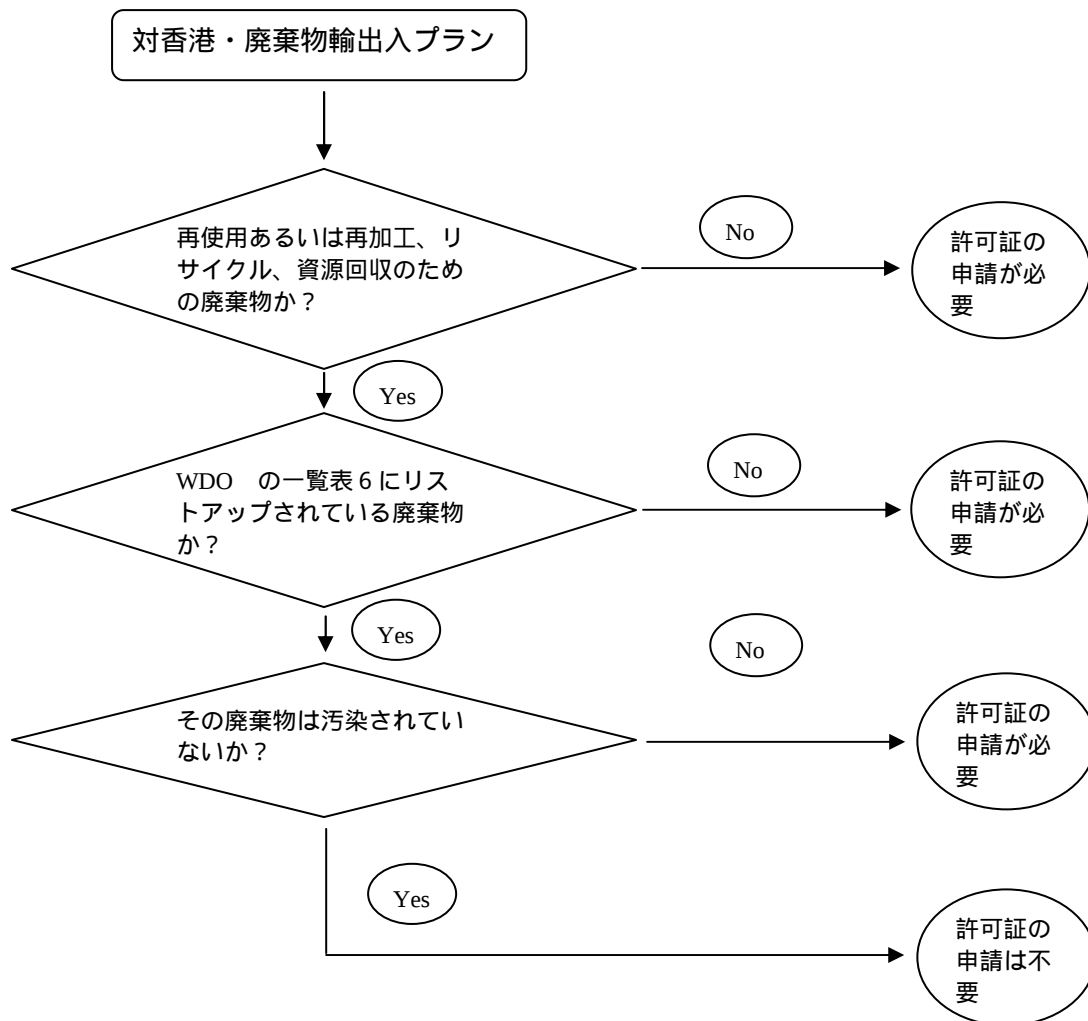
香港の廃棄物処理における特徴としては、産業育成の観点から埋め立て処分料がゼロであることがあげられる。しかしながら、処分場不足の問題が表面化し、産業廃棄物処理費の徴収が政策転換される見込みである。

2.2.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

近年、香港を中継基地として、電子廃棄物の量が増えてきており、ほとんどがアメリカや日本、韓国から持ち込まれている。それらはバーゼル条約で有害廃棄物とされるコンピューターやテレビとともに輸送されている。香港では廃棄物輸出入及び移動の管理は、小規模な監視チームが組織されており、監視チームは税関と協力し、廃棄物輸入に関する管理を強化している。また、1998年12月28日よりOECDメンバーやEU諸国、リヒテンシュタインから香港または香港を通じた他の国への有害廃棄物輸入を禁じている。さらに、バーゼル条約に加え、再利用や回収、再加工、リサイクル以外の目的で輸出される廃棄物は有害廃棄物の輸出規制と同じ条例によって規制されている。

1998年、中華人民共和国香港特別行政区の廃棄物管理のために廃棄物処分計画が整備された。自治体の廃棄物処理場として3つの埋立地がある。また、化学廃棄物処理のための化学廃棄物処理センターがある。

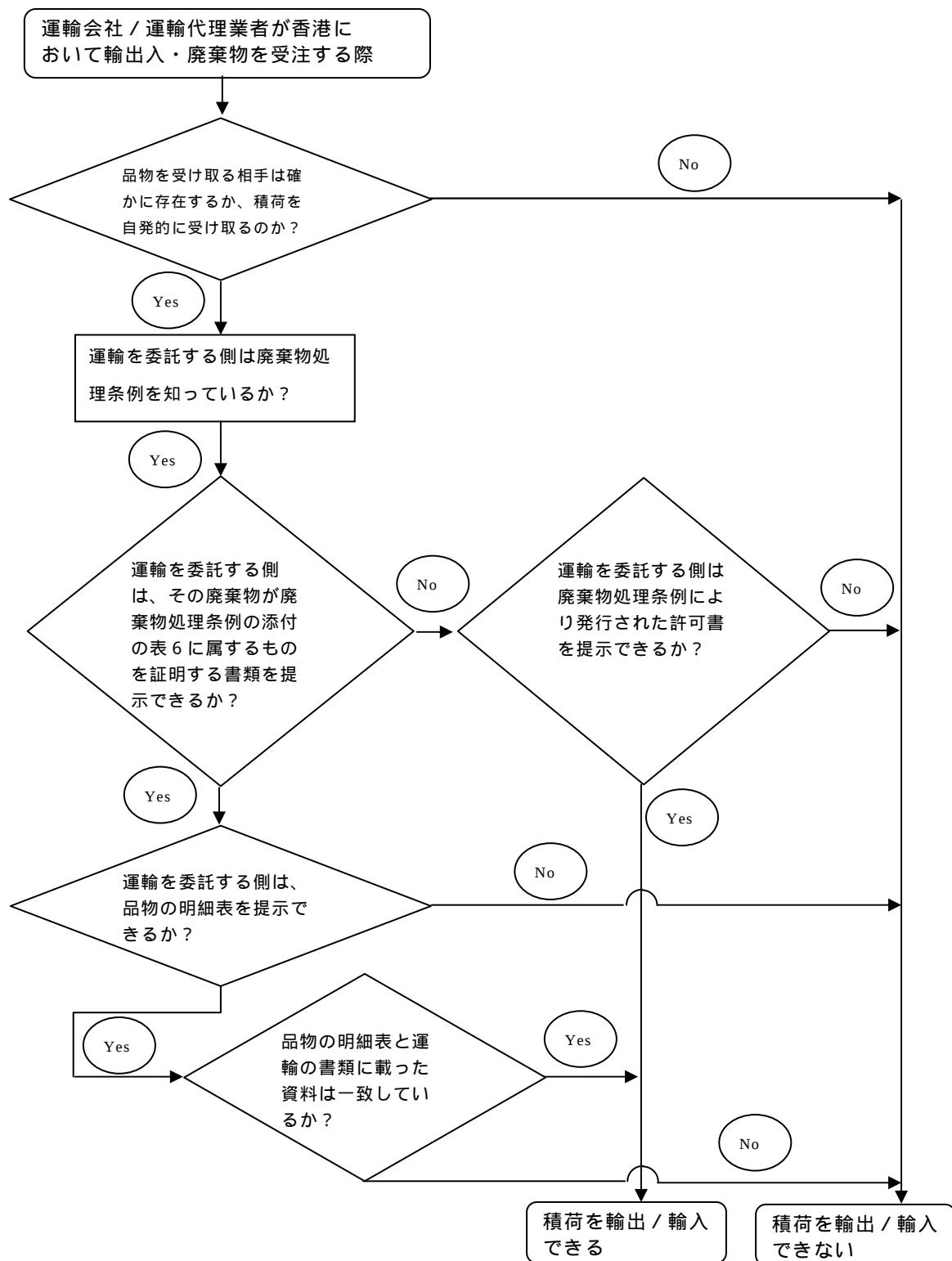
図 2-1 香港における輸出入認可の決定手続き



WDO : Waste Disposal Ordinance

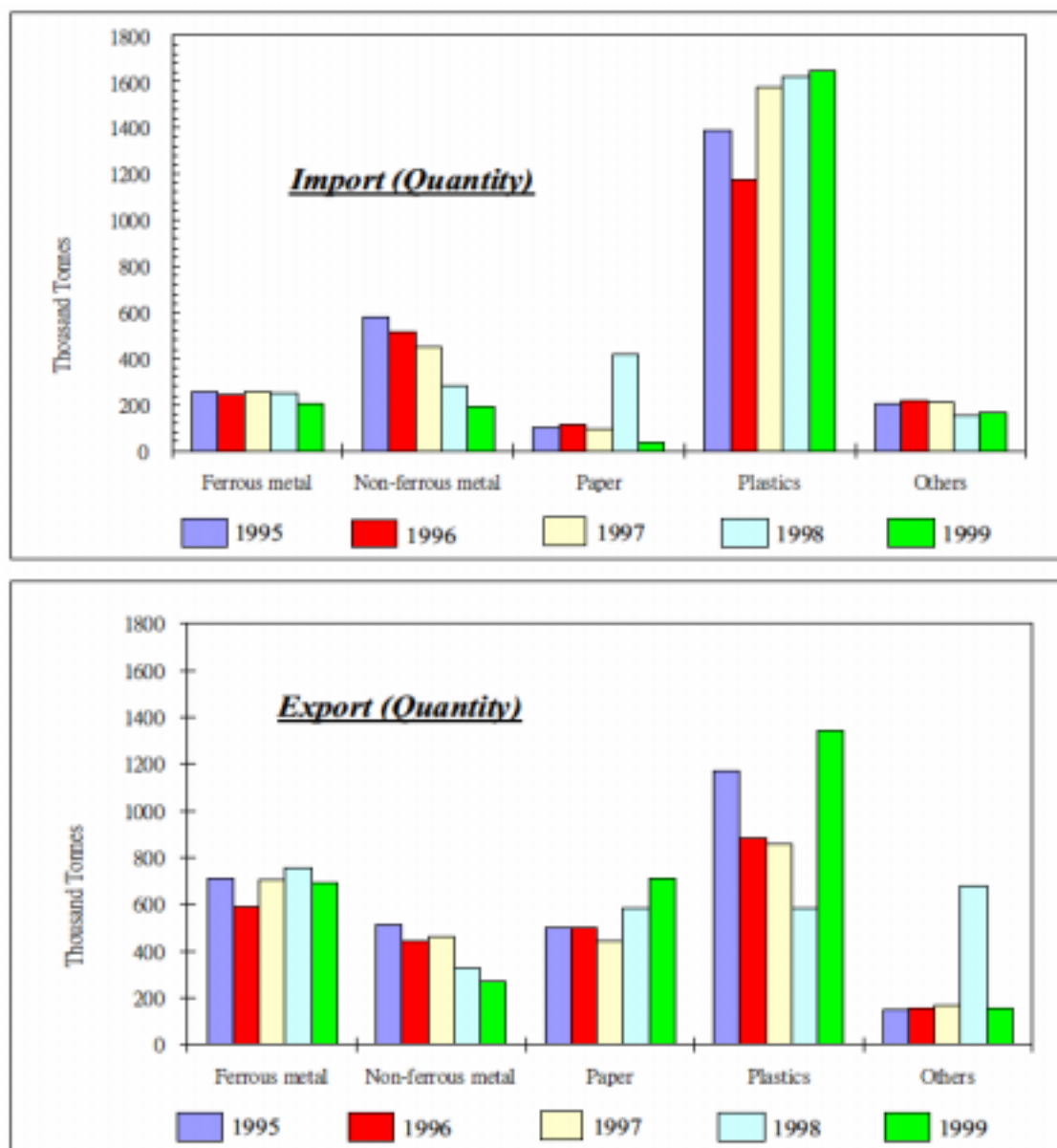
(出典:香港環境保護署資料より作成)

図 2-2 運輸を受託する会社あるいは運輸代理業者が廃棄物を輸出入する際の注意事項と予防措置



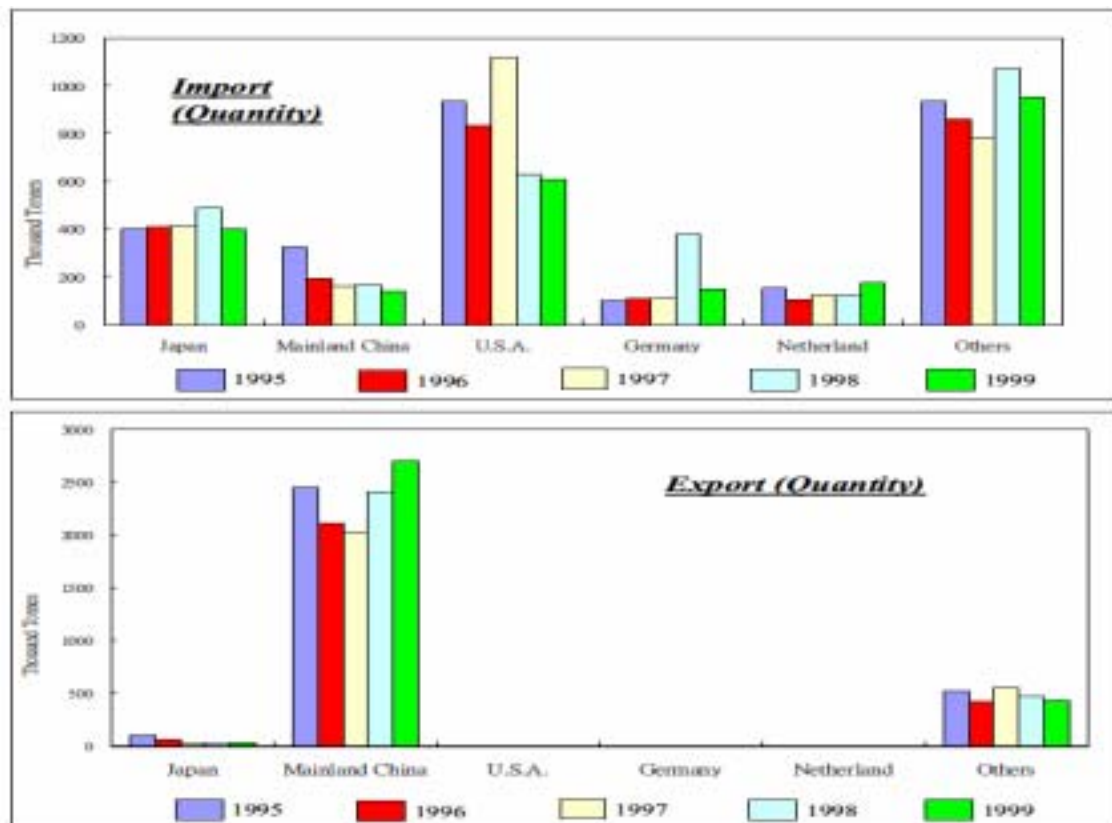
注) 上記の手続き・措置は、貨物が輸出港を出発する前に行なわなければならない。運輸会社・運輸代理業者が委託側 / 引受側に対して書類の提出・説明を要求した際、拒否された場合および提供した書類が不十分の場合、運輸会社・運輸代理業者は運輸を拒否するか、あるいは環境保護署に連絡しなければならないとされている。(出典:香港環境保護署資料より作成)

表 2-6 香港の廃棄物貿易の推移（1995 年～1999 年 / 種別）



（出典：香港環境保護署 HP）

図 2-7 香港の廃棄物貿易の推移（1995 年～1999 年 / 国別）



（出典：香港環境保護署 HP）

特に廃プラスチックは、輸出入とも増加傾向にあり、輸出については対中輸出が殆どを占めているのが現状である。このことから香港は、中国への廃棄物貿易（輸出）の中継拠点となっていることがわかる。

引用文献

- ・ Dr.Albert Koeing、「香港における都市物質代謝とマテリアルフロー」（国立環境研究所、国連大学高等研究所主催）「第 2 回アジア地域における資源循環・廃棄物に関するワークショップ」予稿集）（2004 年 12 月）
- ・ Secretariat of the Basel Convention,“*Basel Convention Country Fact Sheet*”United Nations Environmental Programme (Jan.2004)

参考文献

- ・ 三菱総合研究所、「環境とエネルギー」所報 No.41（2003 年）

2.3 台湾における廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.3.1 法規制の概要と輸出入規制

台湾では有害産業廃棄物は毒性によって分類されており、それぞれは政府レベルの管理機関の公示によって指定されている。有害な産業廃棄物の輸出入や輸送は有害産業廃棄物輸出入管理政令の許可を受けて行われることになっている。同政令による許可を受けて輸入された有害産業廃棄物が拒否され輸出国に返送された場合、その輸入国は政府レベルの管理機関からの発行される輸送拒否命令を提出することになっている。

2.3.2 再生可能資源の輸出入に関する状況

産業廃棄物管理センターでは、廃棄物の国外移動に対する管理及び不法投棄防止のための規制を展開し始めている。一方、近年輸出される有害廃棄物の量は増えており、主なものとして、金属スクラップ、汚泥、基板などがある。さらに、これらの有害廃棄物の受け入れ先は中国が多い。

海外に輸出された廃棄物が投棄された事例として、1998年に台湾プラスチック社の水銀汚染物がカンボジアに輸出され、現地で死傷者を出した事件がある。同社は汚染物をカンボジアから引き取り、高雄港の外に一時保管するといった対応をした。これを契機に台湾は、廃棄物の輸出規制を強化する措置を取っている。

バーゼル条約では条約締約国が非締約国との間で有害廃棄物の輸出入を行うことを禁止しているが、政治的な理由からバーゼル条約に加盟できない状況にある台湾は、条約締約国との間で輸出入することができない。日本政府がバーゼル法に準ずる二国間協定の締結に向けた努力は行っているものの、二国間協定は未だまとまっていないのが現状である。

参考文献

- ・ Hsung-Hsiung tsai, “*Hazardous Industrial Waste Import, Export, transit and transshipment Management Measures*” Industrial Waste transportation Measures (Jan. 1993)
- ・ Mr.Chun-Chao Lin、「台湾における廃棄物管理政策と法制度のレビュー」（国立環境研究所、国連大学高等研究所主催「第2回アジア地域における資源循環・廃棄物に関するワークショップ」予稿集）（2004年12月）
- ・ 三菱総合研究所、「環境とエネルギー」所報 No.41（2003年）
- ・ (社)日本経済調査協議会「資源リサイクルに関する政策フレームの形成に向けて—各国の制度と台湾の制度（資源回収管理基金制度）を巡って—」（2000年）

2.4 韓国における廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.4.1 法規制の概要と輸出入規制

韓国の廃棄物管理法（1986年）では、人間の消費または生産活動から発生した必要でなくなったものを廃棄物と定めている（第1条第2項）。都市ごみ（living waste）と産業廃棄物(industrial waste)に分類され、産業廃棄物は有害性に応じて特殊廃棄物(specified waste)と一般産業廃棄物(general waste)に分類されている。特殊廃棄物とは、すなわち有害廃棄物であり、環境を汚染する恐れのある廃油や廃酸などを指す。

表 2-6 韓国の廃棄物処分量（トン）

分類	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
都市ごみ	49,925	47,895	44,583	45,614	46,348	48,499
産業廃棄物	104,272	104,602	145,672	173,602	187,783	212,258
一般産業廃棄物	96,984	93,528	92,713	103,893	101,453	95,908
特殊廃棄物	5,238	6,073	5,266	7,488	7,553	7,830
建設廃棄物	28,425	47,777	47,693	62,221	78,777	108,520
合計	182,662	200,274	190,255	219,216	234,131	260,757

（出典:韓国環境研究所 HP）

その他廃棄物に関する法律として、「資源節約及び再利用促進関連法（1992年）」、「韓国資源再生公社法(1993年）」、「廃棄物処理施設推進及び地方住民支援法（1995年）」などがある。

韓国では環境汚染を防止するために、廃棄物の輸出入または通過に対する規制を行っており、1992年「廃棄物の国境を越える移動と処分に関する規制法」が制定された。韓国政府は1994年2月28日にバーゼル条約を批准し、輸出入を管理する廃棄物のリストは、1994年12月の関連法令で規定された。韓国政府はバーゼル条約改正案（トータルバン）を批准しており、有害廃棄物のOECD加盟国以外の国への輸出は1998年7月以降禁止されている。そのほか、韓国環境省は、特に環境及び人体に有害な特定廃棄物について輸出入を制限または禁止しており、韓国の関連法規制では、リサイクル目的と最終処分目的の越境移動の申請手続きは全く同等に扱われている。

2.4.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

韓国ではPCBの製造や輸出入、販売は1976年から禁止されている。禁止以前に作られたPCB製品は現在も使用されているため、PCBを含む製品を廃棄する際には、廃棄物管理法の規制に従わなくてはならない。したがって、変圧器の場合、排出者自身がPCBを含むかどうかの分析、含まれる場合は廃棄物管理法の規制に従って適正に処理されなければならない。

参考文献

- ・ Prof.Dr. Dong-Hoon Lee、「韓国における廃棄物管理」（国立環境研究所、国連大学高等研究所主催「第 2 回アジア地域における資源循環・廃棄物に関するワークショップ」予稿集）（2004 年 12 月）

引用文献

- ・ Hye Sook Lee、「Country Report from Korea 韓国の PCB に関する状況」ACPK(2002 年)
- ・ 韓国環境研究所（Korea Environmental Institute）
HP: <http://eng.kei.re.kr/eng/index.asp>
- ・ 韓国国立環境研究所（National Institute of Environmental Research）
HP: <http://www.nier.go.jp>

2.5 インドネシアにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.5.1 法規制の概要と輸出入規制

インドネシアの環境施策全体の基本法は、1982年に制定された環境管理基本法であり、バーゼル条約を批准したことにより、廃棄物に関しては1994年に有害廃棄物の管理に関する政令(No.19/1994)が定められた。同政令は環境中への有害廃棄物の直接廃棄を禁止しているほか、有害廃棄物の処理や管理、収集や輸送などに関する規定を設けている。また、同政令では危険、有害、有毒の恐れのある有害廃棄物(B3)を対象としている。有害廃棄物は、直接的または間接的に人間の健康や生活、他の生物の存続に害をもたらす有毒物残渣を含むが、その有毒物の性質や濃度、量によるとされている。

1999年には有害廃棄物は1)不特定源有害廃棄物、2)特定源有害廃棄物、3)期限切れの化学物質や流出残渣、不特定製品に区別されており、2)に定められていなくても爆発性、可燃性、反応性、感染性、腐食性等の性質を1つまたはそれ以上有する有害廃棄物は、越境移動時に特別配慮を必要とするものとして、有害廃棄物管理に関する政府規定 No.85/1999 の項目 8 に定められている。また、インドネシアはバーゼル条約付属書 1 の(1)に含まれないものも廃棄物として追加し、それらの越境移動時には付属書 1 の(1)b に準ずるよう定めている。

廃棄物の越境移動に関して、インドネシアはバーゼル条約(決議 1/1)を導入しており、最終処分または回収のための有害廃棄物や他の廃棄物の輸出入について制限を設けている。最終処分及び回収目的で輸出をする場合、全ての国や地域を対象としているが、輸出先国とインドネシア環境省からの文書許可証を入手すれば輸出は許可される。また、最終処分及び回収目的の輸入についても、全ての国や地域を対象としているが、輸入を禁止されている廃棄物は現行の法規制によって別途定められている。

2.5.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

輸出国側は有害廃棄物の種類や特性、量などを記録する義務があり、輸入国側は荷揚げのチェックを強化するとともに、環境影響評価や環境モニタリングなどの実施や一定の条件を満たす処理施設が必要とされる。また、インドネシア政府はいくつかの廃棄物輸入政策を実行している。

1997年9月以降。輸入された有害廃棄物を使用するあらゆる事業活動への許可証発行の禁止。

1998年1月以降。OECDメンバーやECに加盟している国々、リヒテンシュタインからの使用済みバッテリーを含む有害廃棄物輸入の禁止。

2002年9月以降から実施されている車のバッテリー以外すべての有害廃棄物輸入禁止。

バーゼル条約に加盟している発展途上国、及び二国間や三カ国間、地域協定を結んでいる発展途上国からの自動車用バッテリーの輸入のみ許可。

引用文献

- ・ Secretariat of the Basel Convention, “*Basel Convention Country Fact Sheet*” United Nations Environmental Programme (Jan. 2004)
- ・ 財団法人 地球・人間環境フォーラム、「日系企業の海外活動に当たっての環境対策（インドネシア編）」（1998年3月）

参考文献

- ・ 三菱総合研究所、「環境とエネルギー」所報 No.41（2003年）
- ・ 三菱総合研究所、「アジア各国における廃棄物処理、リサイクルの現状と政策」（2002年）
- ・ 経済産業省、「日系企業の海外活動における環境保全対策 表9 アジア諸国における廃棄物・リサイクル関連法令」

2.6 タイにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.6.1 法規制の概要と輸出入規制

タイでは産業公害対策として、タイ国内にある有害物質を含む製品や有害物質の輸出入、所有に関しては 1994 年より効力を持つ有害物質法 B.E.2535(1992) に順ずる政府規定 B.E.2537(1994)が定められている。同法の目的は、適切な管理規定及び手続きを定め、有害物質の監督と管理システムを整備することで全ての有害物質を管理下に置くことである。輸出入規制されている有害廃棄物は有害物質リストに定義されている。タイはバーゼル条約付属書 1 の(1)に含まれないものも廃棄物として追加し、それらの越境移動時には付属書 1 の(1)b に準ずるよう定めている。また、有害産業廃棄物は 4 種目に分類されており、それらは廃棄物または再生不可能な物質の処分に関する工場法 B.E.2535(1992)の中で定められている。さらに、タイでは廃プラスチックや使用済み電化・電子部品の越境移動時には特別の配慮を求めている。

2.6.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み事例

タイ国内から 1996 年に発生した有害廃棄物は 160 万ト、このうち工業から発生する廃棄物は 120 万トとされているが、タイ工業省によると、そのうち適正処理されているのは約 20 万トに過ぎないという。それ以外は工場内に保管されているか、または不法投棄されていると考えられ、不法投棄による環境汚染の発生が懸念されている。

廃棄物の越境移動に関して、タイはバーゼル条約（決議 /1）修正案を導入しており、最終処分または回収のための有害廃棄物や他の廃棄物の輸出入を制限している。輸出禁止国は全ての国が対象である。タイは国内にバーゼル条約に記載されている廃棄物のうち最終処分のための適切な施設が整備されていないものは輸出できる。

また、最終処分のために有害廃棄物を輸入することを全面的に禁止しており、タイ工業省告示ではゴムくずを含む中古タイヤの輸入についても禁止されている。タイに輸入されるすべての使用済み電子・電気部品の輸入には、工業局（DIW）の許可が必要とされ、輸入者や荷受者、工場は告示に示されているすべての手続きを順守しなければならない。また、回収のための廃プラスチックを輸入する際にも、公的手続きを順守しなければならない。輸入者は、製造者の適性やラベルの正確度、輸送手段及び輸送業者には十分な注意を払わなくてはならない。さらに、タイは有害廃棄物や他の廃棄物の通過を禁止しており、対象は全ての国・バーゼル条約に記載されている廃棄物としている。

2003 年 9 月 26 日、タイ工業省が「中古の電子・電気機器器具にかかる中古規制」について通知を出しており、販売またはリユースを目的とした、製造日から 3 年以上経った中古電子・電気機器の輸入を禁止し、分別またはリサイクルを目的とした輸入

は、経済的な価値があること、登録工場で処理が可能なおこと、バーゼル条約加盟国からの輸入であることを条件として挙げている。

引用文献

- ・ Secretariat of the Basel Convention, “*Basel Convention Country Fact Sheet*” United Nations Environmental Programme (Jan.2004)

参考文献

- ・ 三菱総合研究所、「環境とエネルギー」所報 No.41 (2003 年)
- ・ 経済産業省、「日系企業の海外活動における環境保全対策 表 9 アジア諸国における廃棄物・リサイクル関連法令」
- ・ 財団法人 地球・人間環境フォーラム、「日系企業の海外活動に当たっての環境対策(タイ編)」(1998年3月)

2.7 マレーシアにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.7.1 法規制の概要と輸出入規制

マレーシアにおいて、有害廃棄物は指定産業廃棄物規定（1989年）に指定されており、対象物としては不特定源からの指定産業廃棄物と特定源からの指定産業廃棄物がある。また、固形廃棄物や有害廃棄物、及び産業廃棄物の効率的な管理が主要な環境問題として「第3次概略予測計画（2001年～2010年）」に示されている。さらに、マレーシア政府は、固形廃棄物や有害廃棄物、及び有毒化学薬品についてより具体的な対策を、5カ年計画とされている「第8次マレーシア計画（2001年～2005年）」で示している。同計画においては、廃棄物の削減や再利用、リサイクルの問題に取り組むための経済的手法や施設の奨励、検討が勧められている。

回収を目的とした指定産業廃棄物の輸出について、マレーシアはバーゼル条約を1993年に批准しており、廃棄物は、バーゼル条約法令 1.(1)a か付属書 1.(1)b に定められており、バーゼル条約法令 1 外の有害廃棄物も付属書 1.(1)b にて有害廃棄物と認定されている。また、EC から輸入された廃棄物は黄色リストに記載され、リスト化されている。バーゼル条約に関する国家間の協定としては、1995年10月3日にアメリカ合衆国とリサイクルのための廃棄物輸送に関する二国間協定を結んでいる。

2.7.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

廃棄物の越境移動に関して、マレーシアはバーゼル条約（決議 /1）修正案を導入しており、最終処分または回収のための有害廃棄物や他の廃棄物の輸出入を制限しており、輸出入規制は全ての国を対象としている。最終処分目的または回収のための輸出入規制は、1996年8月1日に制定された環境の質に関する法律のセクション 34B や 1998年に修正された 1993年制定の輸出禁止規制に定められている。国内施設で処理不可能であっても、最終処分のために有害廃棄物を輸出することは禁じられている。また、回収のための廃棄物輸出は輸出ガイドラインに則している。

有害廃棄物の輸入に関しては、最終処分目的の場合 OECD 非加盟国からの有害廃棄物輸入には特別な許可が必要であり、OECD からの有害廃棄物は全面禁止している。また、回収のための廃棄物輸出には文書による承諾が必要とされ、さらに、1996年8月1日に環境の質に関する法律のセクション 34B にて有害廃棄物や他の廃棄物の通過を禁止しており、この規制は全ての国が対象とされている。

マレーシアの国家的方針としては、越境移動する廃棄物の削減のために排出された廃棄物を原料として利用する産業を奨励している。

引用文献

- ・ Secretariat of the Basel Convention, “Basel Convention Country Fact Sheet” United Nations Environmental Programme (Jan.2004)

- ・ 三菱総合研究所、「環境とエネルギー」所報 No.41（2003 年）

参考文献

- ・ 経済産業省、「日系企業の海外活動における環境保全対策 表 9 アジア諸国における廃棄物・リサイクル関連法令」
- ・ 財団法人 地球・人間環境フォーラム、「日系企業の海外活動に当たっての環境対策（資料編）」（1998 年 3 月）

2.8 インドにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.8.1 法規制の概要と輸出入規制

インドにおける有害廃棄物に関する法規制は、1989年に定められた有害廃棄物の管理と取り扱いに関する規則(the Hazardous Wastes (Management & Handling) Rules)や、医療廃棄物の管理と取り扱いに関する規則(the Biomedical Wastes (Management & Handling) Rules, 1998/2000)、バッテリーの管理と取り扱いに関する規則(The Batteries (Management & Handling) Rules, 2001)などがある。

「有害廃棄物の管理と取り扱いに関する規則」によると、インドはいかなる国からの投棄ならびに処理目的での有害廃棄物の持ち込みも認めておらず、2000年の改正(2003年5月20日通知)により、さらに強化された。改正法によると関係機関からの適切な許可証なしにインドに輸入された有害金属および非鉄金属は違法とみなされる。違法とみなされた場合、30日以内に輸出業者または輸出国へシッピングバックされるか、再輸出が不可能な場合には30日以内に処分しなければならない。有害廃棄物を輸入したい業者は、国家汚染防止委員会(The Central Pollution Control Board (CPCB))に申請書類と申請費用(5,000ルピーまでの輸入につき3万ルピー、それ以上の場合は500ルピー追加ごとに5千ルピー)を支払い、125日前に手続きしなければならない。国家汚染防止委員会が検査した後、廃棄物が適切に処理され原材料として再利用される目的であると認められれば持ち込みは許可される。

2.8.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

過去においては、日本から亜鉛と鉛の燃焼灰の輸出で法が順守されなかった事例がある。また、スイス連邦・マテリアルサイエンスラボ(EMPA)及びドイツの国際援助機関であるGDZは、ODA援助視野に入れ、2003年からインドのリサイクルシステムの実態について詳細な調査を行っている。(3年プロジェクトの予定)

参考文献

- ・ ILO, “Asian-Pacific Newsletter on Occupational Health and Safety”(Jan. 2000)
- ・ Ministry of Environment & Forests(インド環境森林省)
HP: <http://envfor.nic.in/>
- ・ E-waste Guide: <http://www.ewaste.ch/> (EMPA : (Swiss Federal Laboratories for Materials testing and Research))

2.9 ベトナムにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.9.1 法規制の概要と輸出入規制

ベトナムでは、環境法規制は科学技術環境省が管轄し、廃棄物には種々の規制値が設けられている。1999年7月には有害廃棄物管理規則が首相名で公布され、有害廃棄物の定義や排出者の責務、有害廃棄物の収集、運搬、保管、処理、処分、緊急時の対処などに関する管理規定を示したもので、有害廃棄物の分類や処理、処分方法も規定されている。

2.9.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

ベトナムにおいては、最近では貯蔵施設が建設されるなど状況は改善されつつあるものの、有害廃棄物の処理を廃棄物処理業者に依頼しても、その他の廃棄物と一緒に埋め立て処分されることが依然として多いようである。

日本の電線リサイクル企業が、ベトナムに日本からの輸出した廃被覆銅線を委託処理を行い、ナゲット処理など先進的な技術移転をして、合併会社の設立も準備していたが、輸入規制が強化されたことから、撤退を余儀なくされている。

ベトナムでは経済発展によって人口や工場が集中する地域で環境汚染が発生し、社会問題化してきているが、現在のベトナムでは経済発展が最優先されているために、市民の環境問題への関心も低いのが現状である。環境対策に様々な問題を抱えるベトナムにとって資本と技術をもつ日系企業は、環境保全分野についてのノウハウ移転を積極的に行っていく必要がある。

現在までのところベトナムに進出している日系企業数は少ないが、日系企業は不合理な環境規制があるなか独自に工夫を凝らして環境対策を進めている。その対策はベトナムの環境政策のボトムアップにも貢献している。

参考文献

- ・ 財団法人地球・人間環境フォーラム、「日系企業の海外活動に当たっての環境対策」（2002年3月）

2.10 スリランカにおける廃棄物・再生資源に関する法制度と現状

2.10.1 法規制の概要と輸出入規制

スリランカにおける廃棄物についての重要な法規制は、国家環境法（The National Environmental Act）、The Pradeshiya Sabha Act、及び The Urban Council and Municipal Council Ordinances の3つが挙げられる。中央環境庁（Central Environmental Authority: CEA）が国家環境法を執行し、廃棄物の環境中への排出を規制している。その他2つの地方政府の法令により、地方政府が適正に産業系以外の廃棄物を処理する義務があると定めている。

スリランカでは毎年、有害廃棄物は約4万5千トンを発生しているが、適正な処理を行う施設が国内にない。スリランカ政府が対策を講じてはいるものの、一部は不法投棄されている状況にある。全有害廃棄物発生量の2分の3が使用済みのモーターオイルのため、環境保全プログラムの立案などを手掛けるアメリカのUS-AEP（The United States-Asia Environmental Partnership）が、モーターオイルの製造業者である Caltex Lubricants 社に働きかけ、廃油のリサイクル・再使用を行っている。

2.10.2 再生可能資源の輸出入に関する取り組み

廃プラスチックを分別、洗浄、乾燥、加工を行うことで付加価値を上げるなど、廃棄物のリサイクルは活発に行われている。また、スリランカは市場を開放しているため、海外からの廃プラスチックも輸入されてきているが、再生プラスチックの品質があまりよくないため再生原料を使用した製品の需要は低く、歩留まりが起きている。また、リサイクル目的で集められたスクラップの一部、特に金属スクラップの多くはスリランカからインドへ輸出されていると指摘されている。

参考、引用文献等

- Levien van Zon & Nalaka Siriwardena “Garbage in Sri Lanka”(2000)
http://environmental.scum.org/sl Waste/sl Waste_main.pdf
- US-AEP HP: <http://www.usaep.org/accomplishments/countries/srilanka.html>
- L.C. Jayawardhana etc.“In need of solutions – Experiences in managing solid waste in Sri Lanka” Waste Management World, (March-April 2004), p66-70